

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | |
|---|--------|---------------------|----|-----|----|
| 1 | 定例会 | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和7年8月19日（火）午後1時25分 | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和7年8月19日（火）午後2時00分 | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | |
| 5 | 議決等の状況 | 原案可決 | 4件 | 承認 | 0件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | その他 | 1件 |
| 6 | 議事録 | 別添のとおり | | | |

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和7年8月19日（火）
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【学校教育関係】

・全国学力・学習状況調査結果

日程第3 報告第8号 専決処分の報告について

日程第4 第8号議案 府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

日程第5 第9号議案 府中町立図書館条例施行規則の一部改正について

日程第6 第10号議案 令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書について

日程第7 第11号議案 令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司
教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳	教育総務課主査	信岡 久美

6 議事の内容

（開会 午後1時25分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告1件です。

学校教育関係1件で、「全国学力・学習状況調査結果」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について、報告します。

資料をご覧ください。

1、調査の目的です。この調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する、の3点で、平成19年度から実施されています。

2、調査対象は、小学校第6学年及び中学校第3学年で、国語、算数・数学、理科の3教科について実施されました。なお、中学校の理科については今回から一人1台端末を用いて、オンラインで出題、回答するCBT、コンピュータ・ベースド・テスト方式で実施されました。

3、調査期日は令和7年4月17日で、結果については先月、7月31日に公表されました。

4、調査結果ですが、資料に、小学校、中学校毎に縦に国語、算数・数学、理科の教科、横に教科毎の、対象児童・生徒数、全国の公立学校の平均点、広島県の公立学校の平均点、府中町の平均点、県平均との差をそれぞれ表にまとめています。

結果ですが、小学校は、3教科いずれも全国平均及び県平均を上回りました。

中学校は、国語、数学において、全国平均及び県平均を上回りました。

中学校の表の一番下の行、理科についてですが、今回から中学校の理科の結果が、これまでの100点満点の素点から、各受験者の正答、誤答の傾向を、各問題の難易度や生徒の学力に応じ、新たな基準により算出した「IRTスコア」での表示となり、国、県の結果は各受験者のIRTスコアの平均値での公表、町の結果は10点刻みでの公表となったため、単純な比較は困難ではありますが、国の平均が503、広島県の平均が495、府中町のスコアが「495から504」のため、中学校の理科については県平均をやや上回り、おおむね全国平均と同等といった結果となりました。

なお、IRTスコアについてですが、IRTとは、アイテム・レスポンス・セオリー、項目反応理論とも呼ばれ、受験者の正答・誤答が、難易度などの問題の特性によるのか、受験者の学力によるのかを区別して分析し、受験者の学力スコアを推定する統計理論です。この度の全国学力・学習状況調査での詳細な算出方法は公表されていませんが、文科省の説明によると、各受験者の結果を500を基準としてスコア化したもので、問題の難易度を1から5の5段階に分け、難易度3の問題に対して約8割の確率で正答できると推定される受験者のIRTスコアがおおよそ450から550の範囲という見通しとのことで、いわゆる平均的なものを500、基準にしています。IRTスコアを用いるメリットとしては、今回は全体的に問題が難しかったから平均

点が下がったとか、当てずっぽうで答えたらたまたま正解したといったものを統計的に補正することができるため、異なる問題、異なる受験者であってもお互いに結果を比較することができるというもので、今年度から中学校の理科で導入され、令和8年度からは中学校の英語、令和9年度からは国語、算数・数学でも導入される予定です。

今回の結果につきましては、今後引き続き詳細な分析を行い、成果と課題を検証したうえで、各校において授業改善を図っていきたいと考えています。

報告は以上です。

教育長

報告は以上です。

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

今次長から説明がありましたように、I R Tという評価システムが今年度から入りました。このI R Tというのは、O E C DがやっているP I S Aとか、15歳のO E C D加盟国等の世界的な調査なんですけど、そういうので使われたり、T O E I Cのような英語検定でも使われています。これは、今までの日本の試験というものの考え方が大きく変わると。今までは、日本型のクラスチックテストセオリーと言いまして、1回、同じ問題で、同じ時期に、同じ時間に試験をするという論理だったんですが、このI R Tを導入することによって、先ほど言いましたC B T、コンピュータ・ベースド・テストというのがあるんですけど、各地でいろんなところで試験できると、それと同時に、コンピュータの不備があってできなかった時も、時間を変えてできるわけです。なんでかという、問題が複数、ものすごい数ありまして、それを組み合わせて、個人の能力を評価できるというシステムです。これからそういう形に我が国の試験とかそういうことも変わっていくという先駆けではないかということです。こうなると、1番重要なのは、C B Tに対応できるということが1番重要で、今までは、ペーパーなら長文を読んで、次の問題文を読んで解答する時に、見ながらできるんですけど、コンピュータだからスクロールしてやらなきゃいけないということになります。そういう技術というのが、対応できるという力も子どもたちに求められている。我々なんかは、C B Tというよりは紙のテストの方が得意なわけです。それを今から子どもたちはそれに対応できる教育も必要になってくるということです。先ほど次長からありましたように、来年、再来年からそういったシステムが、他の教科にも入ってくる、小学校にも入ってくるということになりますので、当教育委員会ではそのI C Tの教育に重点を置いて、今回の教職員大会もそういうI C Tの研修もさせていただきます。追加でございます。

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第8号「専決処分の報告について」を議題といたしますが、その前にお諮りします。

日程第3については、議会に上程される予定の案件であるため、議会上程までは非公開が適当と考えます。非公開とすること及びその期間について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、報告第8号についてはそのように取り計らいます。

教育長

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第8号、令和7年8月19日、「専決処分の報告について」、教育委員会に関する専決処分について、次のとおり報告する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。

報告第8号、専決処分の報告について、補足して説明いたします。

専決処分の内容ですが、本件事故は、令和7年3月8日、午前11時25分頃、府中町山田五丁目5番1号の揚倉山健康運動公園クラブハウス内ロビーにおいて、設置している椅子が使用中に破損し、椅子から転倒したことにより負傷させたものです。

当時の状況ですが、被害者は揚倉山健康運動公園に歩きに行き、休憩のためクラブハウス内ロビーに設置している椅子に座って談話中に、椅子の腰のあたりが急に折れ、椅子から後ろ向きに転倒し、頭部を負傷されたものです。

事故現場の対応として、クラブハウス内の同時期に購入した同型椅子を全て使用停止し、他の椅子に取り換えを行いました。

損害賠償の額は、通院費など55,978円となっております。

債権者は、記載のとおりです。

専決処分年月日は、令和7年7月7日です。

今後は、より一層、適正な施設備品等の定期的な点検、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本専決処分は、次期定例議会において、議会に報告する予定です。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第8号の報告を終わります。

日程第3が終了しましたので、非公開を解除します。

教育長

では次に参ります。日程第4、第8号議案「府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第8号議案、令和7年8月19日、「府中町生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」、府中町生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。

第8号議案について、説明します。

本改正は、府中町生涯学習センターの休館日について、実態に即し対象を全施設とする規則改正となります。

現在、生涯学習センターの休館日は12月29日から1月3日が全館休館日、毎週月曜日などの休館日は「大アリーナ、小アリーナ及びトレーニングルーム」に限定した規

定となっています。生涯学習センターの開館以来、ギャラリー・研修室・会議室などその他の構成施設も休館している現状に即し、この度規定を改めるものです。
説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第8号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第5、第9号議案「府中町立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第9号議案、令和7年8月19日、「府中町立図書館条例施行規則の一部改正について」、府中町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。

第9号議案について、説明します。

本改正は、府中町立図書館の休館日について、館内整理日及び特別整理期間を除いた日について、利用者の混乱を防ぎ、休館日の把握を容易にするため、生涯学習センターの休館日と同一とするものです。

ご承知のとおり、町立図書館は生涯学習センターくすのきプラザと同一建物内にあり、生涯学習センターの休館日は、12月29日から1月3日、毎週月曜日、祝日の翌日を基本に、月曜日が祝日の場合は開館し、その翌日は休館としております。

一方、図書館については、12月29日から1月3日、毎週月曜日、月曜日が祝日の場合は開館、その他館内整理日、特別整理期間としております。館内整理日、特別整理期間は図書館運営上必要な休館であり、利用者にも浸透、理解をいただいている状況ですが、月曜日が祝日の場合の翌日休館日、祝日翌日の休館日設定が異なるため、休館日に来館するといった状況が生じている状況です。また、同一建物の中にあるということから、館内設備点検、清掃作業等の実施についても、休館日が異なる場合への日程調整等、非効率な場合が生じております。そうしたことから、利用者の利便性向上、施設管理の効率化を図るための改正となります。

施行期日は、令和7年12月1日です。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第9号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第6、第10号議案「令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第10号議案、令和7年8月19日、「令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書について」、令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書を次のとおり作成することについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

第10号議案について、説明します。別紙をご覧ください。

「令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書」の原案については、6月の協議会でご確認をいただいたところです。その際、この度の点検・評価から、「点検・評価の方法」を一部変更した旨お伝えしましたが、その点について改めて説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。まず、評価の方法についてです。「4 成果」、「5 自己評価」の部分になります。「成果」については、今年度から「達成率」「達成率平均」を新たに記載しています。算出方法は記載のとおりです。「自己評価」については、第2次府中町教育振興基本計画の基本目標ごとに、7ページ下段の表に記載の評価内容を踏まえてAからDの区分により評価をしております。昨年度まで「自己評価」は、基本目標ごとにそれぞれ評価基準を定めて行っていましたが、今年度から評価内容のとおり同じ基準により評価をしております。また、「3 取組」と8ページ「7 課題と今後の方向性」の記載にあたっては、第2次府中町教育振興基本計画の重点施策ごとに記載するとともに、新規取組については下線を付しております。以上が変更点になります。

「令和6年度教育委員会事務点検・評価」については、6月30日に、評価員である広島大学大学院、曾余田教授のヒアリングを受けました。個別の指摘については、後ほど「評価員の講評」で説明を行いますが、全体的なところで指摘事項がいくつかございました。まず、「イ 取組」についてです。「〇〇を取り組みました」という記載だけでなく、どのような目的で、何を狙ってその取組を行うのか、論理が見えるように、論理的に記載すると分かりやすいとの指摘がありました。次に、「オ 分析」では、この度の点検・評価の結果をどう考えるのか、肯定的に良いと捉えるのか、否定的に悪いと捉えるのか、町教育委員会の分析・判断をしっかりと記載すべきであることや、指標となっていない取組についても評価・分析を行い、成果を記載するよう指摘がありました。次に、「カ 課題と今後の方向性」では、評価・分析を踏まえ、課題は何なのか、次に繋げる、繋がる形で記載するよう指摘がありました。これは27ページ「総括」への記載についても同様です。以上指摘を踏まえて原案を修正するとともに、最終的な語句等の整理を行い、7月11日付けで評価員に送付し、7月22日付けで講評をいただきました。29ページ「第6 評価員の講評」をお開きください。3段落目、「ヒアリング

を踏まえて」で始まる場所、3行の段落中、2行目後半に記載がありますように「令和6年度教育委員会事務点検・評価はおおむね適切である。」との講評をいただきました。また併せて、今後の課題として3つ提起をいただいております。①学校教育の中心的な施策である「志を持ち未来へ挑戦する児童生徒の育成」について、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善のための研修、ICT活用にかかわる研修などが課題として挙げられています。これらの取組をただ実施するというのではなく、府中町としてどのような考え方で何を目指していくのか、取組の前提となる施策の論理をあらためて明確にしていくことを期待します。②府中町のコミュニティ・スクールは、広島県内の先進事例として注目されており、これからのコミュニティづくりにとっての鍵となります。本報告書では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との協働を推進する新たな人材の育成が今後の課題として挙げられています。そのために、学校教育と社会教育とのさらなる連携・協働、コミュニティ・スクールの次の段階の発展に向けてのビジョンがより明確になることを期待します。③社会教育について、課の名前が「生涯学習課」ではなく「社会教育課」であることからわかるように、府中町は独自のこだわりをもって教育の視点を大切にしながら社会教育行政を推進してきました。そうした府中町社会教育のこれまでの歩みをしっかりと踏まえるとともに、近年、新たなニーズや動きが生まれていると思いますので、そうした声をしっかりと聴き、課題を掴んでいただきたいと思います。

教育委員会では、今回実施した点検・評価結果と評価員の曾余田教授からいただいた講評を今後の取組に活かしてまいりたいと考えています

なお、本報告書は、議決をいただきました後、議会へ提出するとともに、町のホームページで公表を行います。

説明は以上です。

教育長

何かご質問や感想等ありましたら。特に最後の評価員の講評につきまして、何かご感想があれば。

松本委員

②の府中町のコミュニティ・スクールは、広島県内の先進事例として注目されておりというところがとてもうれしいことでもあると思いました。実際にコミュニティ・スクールで活発に動かれている人たちを見ているので、新たな人材が増えていくことはとてもいいなと思っております。以上です。

教育長

今、曾余田先生の講評につきましては、3項目挙げていただいています。1番目は学校教育、3番目に府中町が目指してきた社会教育、2番目はそれを2つが力を合わせて進めてきたコミュニティ・スクールと地域協働活動ということで、大変府中町の教育に対して、府中町にお住まいですし、長年教育行政学というところで見識の深い先生、曾余田先生の素晴らしいご意見であると思います。これを次年度以降の施策に入れていかないと意味がないと思いますので、教育委員会としましても、この講評をもとに次年度の施策に反映させていきたいと思っています。

教育長

それでは、日程第6、第10号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第7、第11号議案「令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択について」を議題といたしますが、その前にお諮りします。

日程第7については、教科書採択の公正確保及び適切な審議環境を整えるため、非公開が適当と考えます。また、5月の教育委員会会議において議決をいただきました「令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針」には、「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。」と定めていることから、その期間は採択するまでが適当と考えます。非公開とすること及びその期間について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、第11号議案についてはそのように取り扱います。

教育長

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第11号議案、令和7年8月19日、「令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択について」、令和8年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第11号議案について説明します。

教科用図書には大きく分けて、文部科学大臣の検定を受けた「検定済教科用図書」、文部科学省が著作の名義を有する「文部科学省著作教科用図書」と、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する等の場合、学校教育法附則第9条第1項の規定により特例として教科用図書として使用が認められる、いわゆる「一般図書」の3つがあり、本日審議をお願いするのは、令和8年度に小・中学校で使用するこれら3つの教科用図書の採択についてです。

このうち「検定済教科用図書」と「文部科学省著作教科用図書」については、原則として採択期間内は毎年度、同一の教科用図書を採択することとされており、今年度は、採択済みの教科用図書が発行されなくなった場合や、採択にあたり不公正な行為があった場合など、新たに教科用図書を採択できる場合として定められている要件のいずれにも該当しないため、昨年度採択したものと同一の教科用図書を採択し、「一般図書」について、毎年度、新たに採択することとなります。このため、議案資料としては、一般図書を含む、令和8年度に特別支援学級で使用する教科用図書に関連するもののみをお示ししています。

別紙をご覧ください。この資料は、各学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、各学校が設置する教科書選定会議等で選定したものを一覧にまとめています。1ページから5ページは令和8年度の小学校2年生から中学校3年生まで、各学校の特別支援学級の児童生徒の選定状況で、表の左から、学校名、障害種別、学年、検定済教科用図書、継続使用する検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書別にどの図書を使うか児童生徒毎の表にまとめたものです。例えば1ページの一番上の行、府中小学校、知的、新2年生のこの児童は、音楽は検定済教科用図書、図工は1年生でも使った検定済み教科用図書を継続使用、文部科学省著作教科用図書は使用せず、国語、算数、生活、道徳は一般図書を使用する、というもので、一般図書について昨年

度採択されたものを継続して使用するものについてはかつこ書きで「継続」と記載しています。また、この一般図書について、資料の 6 ページから 18 ページに具体的な選定状況を表にしています。例えば 6 ページをご覧ください。6 ページの 1 番上の行、府中小学校、知的、新 2 年生のこの児童は国語の教科で株式会社喜楽研発行の「ゆっくりていねいに学びたい子のための読解ワーク 1－2」を使用する、というものです。それが 18 ページまで載せています。資料 19 ページをご覧ください。小学校 2 年生から中学校 3 年生までについては個別の児童生徒について選定しておりますけれども、こちらは小学校の新 1 年生用の一般図書です。現時点では、新しく入学してくる児童の実態が十分に把握できていませんが、これまでの使用状況から概ね網羅したものを選定しています。先ほども説明しましたが、「検定済教科用図書」、「文部科学省著作教科用図書」については、昨年度採択したものと同一のものを採択、「一般図書」については各学校の教科書選定会議等が選定したものを採択することについて、ご審議をお願いします。説明は以上です。

教育長

特別支援学級の教科書の採択でございますが、ご理解いただけましたでしょうか。

自閉症・情緒の方は検定教科書をほとんど使うわけでございますが、知的の障害のある皆さんにつきましては、一般図書を使って、その子に合った個別最適な教育を進めていくというところで行っております。ということで、この委員会で、これを採択するかどうかということを決定するということでございますので。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

それでは、日程第 7、第 11 号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

日程第 7 が終了しましたので、非公開を解除します。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後 2 時 00 分)